（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第一次一括法第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項において準用する同法第十三条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第一次一括法第三十六条の規定の施行の際現に存する河川管理施設等（河川管理施設等構造令第七十三条に規定する河川管理施設等をいう。以下この条において同じ。）又は現に工事中の河川管理施設等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物（同項の許可を受けて設置される工作物をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が第一次一括法附則第十八条の規定により当該条例で定める技術的基準とみなされる同令第七十七条の規定により準用する同令第二条から第七十四条まで及び第七十六条の規定による基準に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、これらの規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、河川法第二十六条第一項の許可）が第一次一括法第三十六条の規定の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の項を削る。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第八条　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路の項県道の㈠中「もの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれか」を「もの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び同令第二条第四項に規定する特例舗装」に、「）及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれか」を「）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改め、同項県道の㈡中「第一条第一項第一号、第二号又は第四号」を「第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装」に改め、同項市町村道の㈡中「及び」を「並びに」に、「第一条第一項各号のいずれか」を「第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改め、同項市町村道の㈢中「第一条第一項第二号又は第四号」を「第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第九条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号チ中「及び」を「（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）及び」に、「第三条第三項又は第四項」を「第三条第四項又は第五項」に改める。

（車両制限令の一部改正）

第十条　車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「限る。）」の下に「を参酌して法第三十条第三項の条例で定める基準」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「道路構造令」を「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「できる」を「できることとなる」に、「これ」を「これら」に改め、同条第三号中「車道」を「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道」に、「要しない」を「要しないこととなる」に改める。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第一条第一項各号（第三号を除く。）に掲げるもの」を「第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「掲げる事業」の下に「（県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」を加える。

第五条第二号中「第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの」を「第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」に改める。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令の一部改正）

第十四条　行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令（昭和五十七年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第十三号中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「掲げる事業」の下に「（道道又は道の区域内の市町道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」を加える。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「幅員が」の下に「、国道にあっては」を、「規定する幅員」の下に「、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅員」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志